

鳥取県緊急被ばく医療計画について

1 計画の位置づけ

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて、原子力災害における緊急被ばく医療体制の確立、適切な緊急被ばく医療活動の実施方法をまとめたもの。

住民等の生命、身体を原子力災害から保護することを目的とする。

2 検討経過

平成24年	8月28日	鳥取県地域医療対策協議会	計画骨子の説明
	9月11日	鳥取県医療審議会	計画骨子の説明
	12月20日	鳥取県被ばく医療機関等ネットワーク会議	計画（案）の検討（～1月18日まで意見聴取）
平成25年	1月17日	鳥取県地域医療対策協議会	計画（案）の検討
	1月22日	鳥取県医療審議会	計画（案）の検討
	3月14日	鳥取県被ばく医療機関等ネットワーク会議	
	<u>3月18日</u>	<u>鳥取県被ばく医療計画確定</u>	

※鳥取県被ばく医療機関等ネットワーク会議の構成組織

- ・被ばく医療機関（初期・二次・三次）
- ・県内医療関係団体（県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県放射線技師会）
- ・県内消防機関（各消防局）
- ・市町村（鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、県町村会）
- ・県（福祉保健部、危機管理局、各福祉保健局）

3 計画の概要

（1）緊急被ばく医療体制の整備（平時の準備）

- ・初期及び二次被ばく医療機関を指定し、機能整備を図る。
- ・県、医療機関、搬送機関等のネットワーク化を図る。
- ・医療救護班を円滑に派遣する体制を整える。
- ・傷病者等の搬送が迅速かつ円滑に行われるとともに、搬送機関及び医療機関に必要な情報が的確に伝達される体制を整備する。
- ・他府県等と協力した広域的医療体制の整備を図る。
- ・訓練等を通じ関係機関相互の協力体制を整え、スクリーニング検査実施体制の整備を図る。
- ・避難住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。
- ・緊急被ばく医療に必要な資機材の維持・整備に努める。
- ・医薬品等卸売業者等から必要な医薬品等を確保する体制を整える。
- ・安定ヨウ素剤の備蓄及び迅速な配布体制を整備する。
- ・被ばく医療に関する医療関係者等の研修を行う。

- ・医療機関、搬送機関等と連携し、被ばく患者に対する医療措置等の訓練を行う。

2 緊急被ばく医療体制（緊急時の対応）

（1）医療救護対策本部・支部の設置

総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、県災害対策本部のもとに県医療救護対策本部及び県医療救護対策支部を設置。

（2）スクリーニング検査

県はスクリーニング会場を設置し、避難住民を対象に放射性物質の体表面汚染の有無を確認するとともに、必要に応じて簡易な除染を行う。

（3）被ばく医療機関等における医療措置

- ・救護所 … 避難所等に必要に応じて救護所を設置し、傷病者の応急処置を行う。
- ・初期被ばく医療機関 … 避難所等から搬送されてくる傷病者等及び直接来院する汚染の恐れのある傷病者等の体表面の汚染検査、ふき取り等の簡易な除染や救急処置を行う。
- ・二次被ばく医療機関 … 汚染の残存する被ばく患者または相当程度被ばくしたと推定される被ばく患者の入院診療を行う。
- ・三次被ばく医療機関 … 高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等は、広島大学または放射線医学総合研究所に搬送し、治療を行う。

（4）被ばく患者の搬送

被ばく患者の搬送先及び搬送手段の確保が困難な場合は、各施設は県医療救護対策支部等に確保を要請し、県支部等は確保に努める。

県医療救護対策支部等は、高線量被ばく患者等について医療機関の医療水準や医療資源のバランスを見ながら、適切な搬送先や転院先を判断する。

（5）被ばく医療機関及び搬送機関等における汚染及び被ばくの防止

被ばく患者の診療及び搬送に際して、医療関係者及び搬送関係者の二次汚染及び被ばくを防止する。

（6）緊急被ばく医療の情報の共有化

県医療救護対策本部・支部、被ばく医療機関及びスクリーニング会場等において情報を共有する。

（7）安定ヨウ素剤の服用

国原子力災害現地対策本部長の指示により、県災害対策本部長が米子市長・境港市長に対し安定ヨウ素剤の服用を指示し、学校、一時集結所等において服用する。